

公共交通機関利用観光客受入環境整備事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 府は、公共交通機関による府内の観光周遊を促し、公共交通の維持・大阪の成長に寄与するため、キャッシュレス対応機器の整備等、公共交通機関における旅行者の受入環境整備に要する経費の一部について、公共交通機関利用観光客受入環境整備事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第2条 補助対象事業者は、次に掲げる者とする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）
- (3) 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「路線バス事業」という。）を営む者（定期観光運送（道路運送法施行規則第十条第一項第一号イに規定する定期観光運送をいう。）のみを行う者を除く。）であって、路線バス事業の用に供する車両であって府の区域内に使用の本拠の位置を有するもの（以下「路線バス車両」という。）を府の区域内に所在する営業所に配置している者

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、以下のとおりとする。

- (1) キャッシュレス対応機器導入の場合

大阪府内における旅行者の受入環境整備を目的としたキャッシュレス決済（QRコード、クレジットカード又は生体認証システム等によるものであり、交通系ICカードは除く。）に必要な機器等を、路線バス車両及び路線バス車両に旅客が乗降できる地点が近傍に存する駅（以下「路線バス結節駅」という。）において各1台（乗車及び降車に対応するもの）を導入する事業であり、システム導入、システム改修、決済端末機器の購入及びその設置。

- (2) 多言語案内設備整備の場合

大阪府内における旅行者の受入環境整備を目的として、路線バス結節駅において多言語案内設備を整備する事業であり、多言語表示に対応したデジタルサイネージによる運行情報案内モニター、駅券売機、精算機、乗継経路等を示す床面・壁面案内サイン、ピクトグラム、吊り下げ式案内看板等の設置・改修。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、以下のとおりとする。

(1) キャッシュレス対応機器導入の場合

予算の範囲内において、補助対象事業に必要な経費（以下、「補助対象経費」という。）に $1/4$ を乗じて得た額以内とする。

(2) 多言語案内設備整備の場合

予算の範囲内において、補助対象経費に $1/3$ を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、第1号様式による補助金交付申請書に第2号様式による補助事業実施計画書を添付して、知事に提出するものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付決定の通知等)

第6条 知事は、補助金の交付を決定したときは、第3号様式による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項について条件を付することができる。

(経費配分の軽微な変更等)

第7条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、流用先の費目の当初計画額の20%（20%に相当する額が1千万円を超える場合は1千万円）を超えない増額の経費配分の変更とする。

- 2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費総額の20%（20%に相当する額が1千万円を超える場合は1千万円）を超えない増額の変更とする。
- 3 補助対象事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定による知事の承認を受けようとするときは、第4号様式による補助事業経費配分（内容）変更承認申請書に第2号様式による補助事業実施計画変更書を添付して知事に提出しなければならない。
- 4 補助対象事業者は、第1項又は第2項に定める軽微な変更を行ったときは、第5号様式による補助事業実施計画変更届に第2号様式による補助事業実施計画変更書を添付して知事に届け出なければならない。

(申請の取り下げ)

第8条 補助対象事業者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内にその理由を記載した書面を知事に提出することにより、補助金交付申請を取り下げ

ることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 知事は、前項の取消し又は変更を行った場合においては、補助対象事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について知事の請求があったときは速やかに、第6号様式による補助事業実施状況報告書に第6-2号様式による補助事業実施状況表を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日から20日を経過した日又は知事が別に定める期日のいずれか早い日までに、第7号様式による補助事業完了実績報告書兼請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条に定める補助事業完了実績報告書兼請求書の提出を受けたときは、規則第13条の規定による補助金の額を確定し、第8号様式による補助金確定通知書を補助対象事業者へ送付するとともに当該補助金を交付する。

(補助金の整理)

第13条 補助対象事業者は、補助事業に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿の内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産の整理)

第14条 補助対象事業者は、補助事業によって取得した財産（以下「取得財産」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産の取得時期、所在場所、価格及び取得財産に係る補助金等の取得財産の状況が明らかになるように整理しなければならない。

(取得財産の管理等)

第15条 補助対象事業者は、取得財産について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければな

らない。

(取得財産の処分の制限)

第 16 条 規則第 19 条ただし書の知事の定める期間は、補助対象事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間について国が定める基準に準拠する。

(調査等)

第 17 条 知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、補助対象事業者はその調査等に応じなければならない。

2 補助対象事業者は、補助金の交付申請後、規則第 2 条第 2 号イからハのいずれかに該当することとなった場合は、速やかに第 9 号様式による該当事項届出書を知事に提出しなければならない。

附 則

1 この交付要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。